

公募説明会における主な質疑応答

No.	公開日	ご質問のあった説明会	質問分類	ご質問	回答
1	2023/08/02	類型1	技術実証仕様	実際の火薬類取扱所での実証を希望する場合、電源はあるのか。	実際の火薬類取扱所での実証をご希望の場合、必要に応じて、採択者様より所管府省庁等へお願い頂くことになります。所管府省庁等より協力先を紹介いただけただけとしても、その場所ですべて電源があるとは限らないため、電源がない場合も想定して実証を計画下さい。
2	2023/08/02	類型1	技術実証仕様	防爆構造を要する範囲はどこまでなのか。例えば、火薬類取扱所からどれ位の距離があれば防爆構造は必要ない等の条件はあるのか。	防爆構造が必要ない距離を具体的にお示しすることは困難ですが、防爆構造が必要とならない遠隔からのカメラやセンサー等による監視の技術をご提案いただくことは問題ありません。
3	2023/08/02	類型1	技術実証仕様	電波状況が悪い場所（オフライン環境下）の想定として、例えば地下のような衛星通信も不可能な場所を想定する必要はあるのか。	電波状況の悪い場所として、地下に限らず、衛星通信の電波が届かないような場所も想定し、電波増幅・中継等の技術により通信可能となるような技術実証を提案下さい。
4	2023/08/02	類型1	技術実証仕様	火薬類の平均的な存置期間はどの程度か。	本技術実証の対象業務は、例えば火薬類取扱所に必要とされている設備の一部が破損している場合に見張り人の設置が必要となるものであり、存置期間はケースバイケースであるため平均的な存置期間をお伝えすることは困難です。
5	2023/08/02	類型7	技術実証全般	現状のアナログ業務のデジタル代替を考えた場合、現状の業務自体を分析し、ソリューションを提案する等のコンサルティングも行う必要があるのか。	現状の業務内容・実態を前提とした提案を求めますが、本類型の技術実証は、現状業務の改善提案までを必須として求めてはならず、あくまでも現状のアナログ規制のデジタル技術による代替の検証をお願いするものです。
6	2023/08/02	類型7	技術実証全般	現状のアナログ業務を知る上で、どの程度所管府省庁等に話を聞くことができるのか。	現状のアナログ規制をデジタル代替するために御社が必要とお考えになる所管府省庁等へのインタビューを希望する場合については、提案書にてご提案下さい。
7	2023/08/02	類型7	公募要領「5.審査・採択について(2)審査基準」	技術実証の根幹に関わる部分を外注してはならないというのは、提案する技術の根幹に関わる部分を外注してはならないとの意味か。	必ずしもご提案頂く技術の根幹部分を外注してはならないという意味ではなく、技術実証の企画、立案や根幹に関わる執行管理部分について再委託してはならないとの意味となります。
8	2023/08/02	類型7	技術実証仕様	火薬庫の覆土の厚さは現状どのように計測しているのか。	現状は、巻き尺等により人が測定しています。
9	2023/08/02	類型7	技術実証仕様	実証を行う場所はどのような場所を想定すればよいのか。	火薬類製造施設は、防犯上、一般には公開されておりません。このため提案段階では、次のような施設を想定下さい。 ・火薬類そのものの製造は化学物質製造に近く、火薬類を何かの部品にとりつける施設（例えばエアバック等）は機械工業の工場に似ております。 ・また、火薬類製造施設の住所や写真等はインターネットで公開されており、施設の規模感や土堤の大きさ等も確認することが可能です。採択後の施設の内見は、採択者様の要望も踏まえつつ、所管府省庁等と調整させて頂きます。
10	2023/08/02	類型9	技術実証仕様	採択後に実際の火薬庫の見学はできるのか。	火薬類製造施設の住所や写真等はインターネットで公開されており、施設の規模感や土堤の大きさ等も確認することが可能です。採択後の施設の見学は、採択者様の要望も踏まえつつ、所管府省庁等と調整させて頂きます。
11	2023/08/02	類型9	技術実証仕様	実際の検査に用いられている帳票類を見ることは可能か。	防犯上、実際の帳票は採択後であっても開示することは困難です。ただし、具体的な検査内容に関しましては、採択者様の要望も踏まえつつ、所管府省庁等と調整させて頂きます。
12	2023/08/02	類型9	技術実証仕様	類型9における建築基準法の間接検査・完了検査の対象は配筋の検査のみであるか。	ご認識の通り配筋の検査のみとなります。
13	2023/08/02	類型11	技術実証仕様	作業状況の監視、安全管理、打合せ等の監督業務については、監督者と作業者の双方向のコミュニケーションが必要なのか。	双方向のコミュニケーションが可能であればより望ましいのですが、今回の技術実証では必須要件とはしておりません。現状の監督者業務が代替可能であれば、監督者から作業者の状況を確認するなどの一方向のコミュニケーションでも問題ありません。
14	2023/08/02	類型11	技術実証仕様	現行業務の業務要件は法令等で定められているのか。	現行業務の業務要件に関する規定は法令等にはございません。各鉱山事業者の保安規程等で定められています。
15	2023/08/02	類型12	技術実証全般	技術実証と並行して同様のシステム（技術）を販売することは可能か。	そもそも、実証に関して知的財産権が発生する場合、原則としてMRIに帰属する前提となります。そのため、販売するシステムに、本技術実証にて新たに発生する知的財産権が含まれる場合、採択者様は、MRIとの契約締結日に知的財産届け出（契約書（案）の書類例11）をMRIに提出しなければ、当該知的財産権を使用することができず、販売することも制限されると考えられます。また、上記届け出を行ったとしても、デジタル庁または所管府省庁等が、公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利をデジタル庁または所管府省庁等に許諾しなければなりません（契約書案第33条（知的財産権の帰属の特則）1項の(2)）。
16	2023/08/02	類型12	技術実証仕様	技術実証の場所は提案者が探さなければならないのか。	技術実証の場所は、MRIや所管府省庁等が準備することはなく、提案者様ご自身で探して頂く必要があります。
17	2023/08/02	類型12	技術実証仕様	部分提案の場合の予算の目安はあるか。	類型12の予算上限（目安）が88百万円程度であり、部分提案の合計上限（目安）、あるいは全部提案1件の採択の場合にはその全部提案1件の予算上限（目安）が88百万円程度となります。
18	2023/08/02	類型12	技術実証全般	第2期公募の契約予定日はいつか。	第2期公募の採択決定は8月下旬を予定しており、順調にいけば、第2期公募分の契約予定日は、9月下旬頃の予定です。